

住民登録に関する届出 ～届出は区民課または各支所へ～

届出	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 (本市に越してきた方)	転入をした日から 14 日以内	本人または 世帯主ほか	●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●転出証明書（前住所地の市区町村役場で発行されている場合） ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（すでに加入している世帯に一部転入し、世帯主が変わる場合） ●国民年金手帳（加入者） ●介護保険受給資格証（受給者）
転出届 (本市から越される方)	転出する前 (1 か月前から 受け付けます)		●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（加入者） ●印鑑登録証（印鑑登録している方） ●介護保険被保険者証（加入者） ●後期高齢者医療被保険者証または資格確認書（加入者） ●子育て支援医療費受給資格証（受給者）
転居届 (市内で越された方)	転居をした日から 14 日以内		●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（加入者） ●介護保険被保険者証（加入者） ●後期高齢者医療被保険者証または資格確認書（加入者） ●子育て支援医療費受給資格証（受給者）

- 届出には本人が確認できる証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。代理人が届出する場合は委任状が必要です。
- 住民登録の届出に印鑑は不要ですが、届出に伴う諸手続きが必要な場合があります。
- 外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を併せてお持ちください。

マイナンバーカードがあれば

マイナポータル
から

市外への転出届の手続きがオンラインでできます

必要な
もの

- 電子証明書が有効なマイナンバーカード
- マイナンバーカードの読み取りに対応しているスマートフォン、またはパソコン

※パソコンでの利用には、ICカードリーダライタが必要です。

※市外への転出届は郵送でも提出できます。

さいたま市 転出届



窓口混雑緩和
のためご協力
をお願いします



詳しくは、各区区民課、又は区政推進部(☎829・1833、FAX 829・1992)へ。

広告

公益財団法人

青葉園

ふるさとのお墓をお引越ししませんか？
お墓のお引っ越しのご相談を承ります

「墓地」購入は ☎048-623-2111

所在地:〒331-0052 さいたま市西区三橋 5-1505
墓地経営許可: 埼玉県・32 指令公衛収第1043号 / 宗旨・宗派・宗教不問

広告



埼玉未来大学

[学長: 埼玉県知事]

令和7年度
受講生
募集

対象 50歳以上の方 (R7.4.1 現在)

ライフ
デザイン科

シニアライフに役立つ知識や健康習慣を
身につけます。(通学コース: 1 年間)

地域創造科

地域ビジネスの起業、
NPO の立ち上げ・運営を学びます。

専門学科

空き家・古民家等活用、読み聞かせボランティア、
コミュニティカフェ開設、子どもの居場所づくり他
※オンラインで受講可能な学習もあります。

埼玉未来大学

募集締切

3月21日 金

お問
合せ

(公財) いきいき埼玉
埼玉未来大学事務局

住所: 埼玉県伊奈町内宿台 6-26

TEL: 048-728-2299

